

運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）
－ 抜 粋 －

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

実際の活動での効果的な指導に向けて

④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されることが考えられる行為）として考えられるものの例

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

- ①殴る、蹴る等。
- ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

指導力の向上に向けて

⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉